



# 疑問あがればその場で解決!合格者の必携ツール「ズバリ解説」

一人ひとり違う苦手分野をその場で検索し瞬時に理解できる「ズバリ解説」は、限られた学習時間的有效に使うことができる個別学習システムです。「ズバリ解説」は、問題集にある番号を入力するだけで解答肢までしっかりと解説してくれる映像講義です。疑問があればその場で解決!「ズバリ解説」は初学者から受験経験者まで、過去問題を通じて宅建士合格へナビゲートします。

STEP  
1

## 問題集を解く

問題を解きます。

**POINT** 問題集を解く上で大切なことは、正解することだけではありません。4つの選択肢全ての正誤判断ができるようになります。



STEP  
2

## ズバリ解説にアクセス

パソコン、スマートフォンなどで、「ズバリ解説」にアクセスします。

**POINT** 説明肢すべてを正しく理解できていないと本試験での得点には結びつきません。「ズバリ解説」を有効に活用し、合格に向かって知識を整理しましょう。



STEP  
3

## 「ズバリ解説コード」を入力

解答解説の右上にある「ズバリ解説コード」を入力します。

**POINT** 「ズバリ解説コード」を入力することで、指定の問題をピンポイントで検索します。



STEP  
4

## ズバリ解説を視聴する

ズバリ解説で解説講義を視聴し、理解を深めましょう。

**POINT** 問題をズバリ解説時に詳しく解説する講義を目で見て耳で聞くことで、理解が進みます。解説講義の映像や画像と一緒に、理解するまで、何度も複数回視聴しましょう。



## 実際に問題を解いてズバリ解説を視聴してみよう!

### 問題

[問 32] 宅地建物取引業者 A は、B から宅建者の宅地の売却について握手の合意を受けた。この場合における次の表示のうち、宅地建物取引業法(以下この問ににおいて「法」という)の規定によれば、誤っているものはいくつあるか。

ア A が以上の間で専任媒介契約を締結し、B から「売却を保護しておきたいので譲り受け業者への登録をしないでほしい」と旨の申出があった場合、A は、そのことを理由に登録をしなかったとしても法に違反しない。

イ A が以上の間で媒介契約を締結した場合、A は、B に対して譲渡なく返却済みの第 1 項の規定に基づく書面を交付しなければならないが、B が宅地建物取引業者であるときは、当該書面の交付を省略することができます。

ウ A が以上の間で有効期間を 1 月とする専任媒介契約を締結した場合、期間満了前に B から専任媒介契約の変更をしない旨の申出がない限り、当該期間は自動的に更新される。

エ A が以上の間で一般媒介契約(専任媒介契約でない媒介契約)を締結し、当該媒介契約において、委ねて納積する他の宅地建物取引業者を明示する義務がある場合、A は、B が明示していない他の宅地建物取引業者の紹介又は代理によって売買の契約を成立させたときの損害を法第 34 条の第 1 項の規定に基づく書面に記載しなければならない。

### 解説

#### 媒介契約の規制

[問32]  
3  
【参考】  
【解説】  
【Zバリ解説:73188】

ア 紙り、専任媒介契約を締結した宅建業者は、指定流通機構への登録が必要。宅建業者は、専任媒介契約を締結したときは、別紙の用印方法を勘定するため、当該専任媒介契約の印影等である宅地建物につき、両手、用印、押印、捺印、充印すべき箇所その他の一定の事項を指定流通機構へ登録しなければなりません。そして、たとえ該業者から「指定流通機構への登録をしないでほしい」と申出があったとしても、登録する義務があります。

問題を解いた後は  
ズバリ解説で  
スッキリ解説!!

右記のQRコードにアクセスして  
ズバリ解説を視聴→



「ズバリ解説講義」は、  
いつでも、どこでも、何度でも  
受講できます。



日建学院のズバリ解説はパソコンだけでなくスマートフォンやタブレットでも受講できます。仕事の休憩時間や通勤時間など、問題集さえあればいつでも受講OK。重要事項を効率的に習得できるから、合格へ効果的に近づけます。

一部の機器環境では受講できない場合がございます。お申込みの際には必ず動作環境をご確認ください。